

群馬バリアフリー観光情報局「ココフリ群馬」会則

(名称)

第1条 この会は群馬バリアフリー観光情報局「ココフリ群馬」(以下「本会」という)という。

(目的)

第2条 本会は、群馬県の観光地などのバリアフリー情報の発信や、ユニバーサルなイベントを企画・運営することで、様々な人がもっと安心して群馬を観光したり、今まで実現できなかったイベントを楽しんだりすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 群馬県内の観光地などを訪れ、設備のバリアフリー情報や現地の方による対応の様子などで感じたことを、訪れた人それぞれの言葉でホームページやSNSで発信する。
- (2) 様々な障害を持った人も楽しめるユニバーサルキャンプなどを企画・運営する。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する会員をもって組織する。

(会費)

第5条

1. 会員から会費を年間500円いただき、本会の運営に使用させていただく。
2. 会員には、本会のバッジを配布する。
3. 今後、会員への特典について検討する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- | | |
|----------|----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 会計監査 | 1名 |
| (5) 書記 | 1名 |

(役員を選任)

第7条 役員は毎年選出するものとする。

(役員任期)

第8条 特に定めのないものとする。

(役員職務)

第9条

1. 代表は、会務を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が事故有るときはその職務を代行する。
3. 会計は代表の指示によりこの会の事務全般を掌理し、財務はこの会の会計を掌理する。
4. 会計監査は本会の会計を監査する。
5. 書記は会議の記録を残す。

(会計)

第10条

1. 本会の会計年度は、1月に始まり同年の12月で終わる。
2. 本会の経費は、会員が負担する会費と寄付と助成金による収入をもって充てる。

付則

1. この会則は令和2年10月20日より実施する。